

## はじめに

河南町は、大阪府の南東部、大阪市の中心部から約 25 km 圏に位置し、東西 6.7 km、南北 7.5 km で面積は 25.26 km<sup>2</sup> となっています。西は富田林市、南は千早赤阪村、北は太子町と接するほか、東は葛城山脈が連なり奈良県御所市、葛城市に隣接しています。

土地利用は、山林が町域の約 50% を占めており、丘陵部の住宅団地、集落地を取り囲むように農地が約 26 %、集落地や市街地が約 11 % となっており、大都市近郊に位置しながら、今なお多くの緑に囲まれた豊かな自然と歴史と文化を感じることができる環境を有しています。これらは、本町の住民にとって貴重な財産であるとともに、この地を訪れるすべての人々の財産でもあり、この素晴らしい環境を次世代へと受け継いでいくことは、今に生きる私たちの責務です。

優れた景観の形成は、河南町の個性を発信するうえでの重要な要素であり、住民に河南町に対する愛着と誇りを醸成するとともに、訪れた人々に対しても、印象深い感銘を与えるものです。

今後、景観まちづくりを推進していくためには、魅力ある景観を形成していくにあたっての基本理念を示し、住民と事業者、そして町が、この基本理念を共有し、総合的かつ多面的に協力し合いながら、取り組んでいくことが必要となります。

よって、ここに景観まちづくりに向けた「美しい河南町景観形成基本方針」を策定します。

## 1. 景観形成基本方針の役割と位置づけ

### (1) 景観形成基本方針策定の背景と趣旨

国においては、平成 15 年に「美しい国づくり大綱」が定められ、これを受けて平成 17 年に景観法が全面施行されました。

景観法は、国や地方公共団体といった行政だけでなく、国民、事業者に対し、良好な景観を形成していくことを社会規範として宣言する基本法的な性格を有しており、国民、事業者、行政などの協働による良好な景観の形成が進められること、また、具体的な行為規制を取り入れることや支援制度の活用その他関連する景観形成施策の活用を通じ、良好な景観の形成が推進されることが期待されています。

大阪府においては、全国的にも早い段階から景観行政に取り組んでおり、平成 11 年から「大阪府景観条例」を施行し、また、「大阪府景観形成基本方針」を策定されました。その後、景観法の全面施行を受け、平成 20 年に「大阪府景観計画」を策定されています。この計画では、景観計画区域について、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に届出を義務付け、規制誘導を行っています。その後、大阪府景観形成基本方針の一部見直しを行い、平成 30 年 1 月に「都市景観ビジョン・大阪」が策定されました。このビジョンでは、広域的な視点と地域的な視点から大阪府の景観形成の方向性が示されています。

本町においては、平成 26 年 12 月に「美しい河南町基本条例」を制定し、翌年 4 月から施行しています。この条例では、地球環境、自然環境、生活環境の保全に関して基本理念を掲げ、本町に関係するすべてのひとの協働により美しいまちづくりを推進していくことを定めています。そして、同条例第 14 条では、景観形成の推進のため、景観形成基本方針を策定することを位置づけています。

こうした背景のもと、本町が有する景観特性を守り、育て、次世代に継承するため良好な景観形成の基本的な指針となる「美しい河南町景観形成基本方針」を策定するものです。

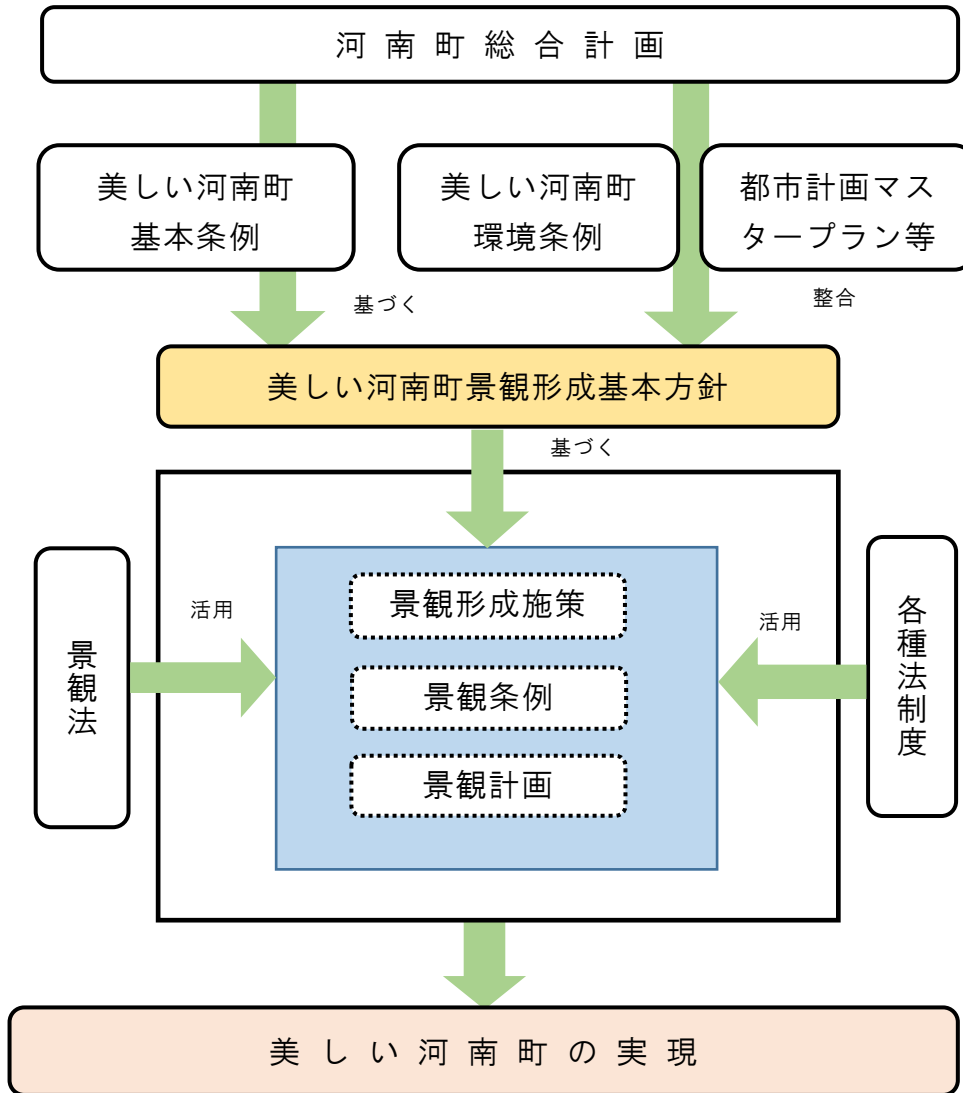
### (2) 景観形成基本方針の役割

景観を構成している要素は多種多様で、また、この景観を形成している主体も多岐にわたっています。より良い景観形成のためには、各主体が行う景観に対する認識や取り組みが、共通の理念と指針を共有している必要があります。

景観形成基本方針は、本町に関わるすべてのひとの協働により、魅力ある景観まちづくりを推進するにあたっての基本理念を示すものであり、各主体の取り組みの指針としての役割を担うものです。

(3) 景観形成基本方針の位置づけ

美しい河南町景観形成基本方針は、美しい河南町基本条例に基づき、美しい河南町環境条例や河南町総合計画、河南町都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合を図り策定するもので、今後、各種の法制度等を活用した景観形成施策を進めるうえで、また、発展的に景観法に基づく景観条例や景観計画を検討していく際の基本的な指針として位置づけます。



## 2. 景観形成の基本的な考え方

### (1) 景観とは

景観という言葉は、多様な意味をもっており、さまざまな要素から成り立っています。山並みや河川、田畑といった自然の要素は、景観の土台や骨格を形成しており、さらには、建築物や道路等の施設のみならず、そこで展開される私たちの生活も景観の重要な要素です。私たちの生活は、環境にさまざまな働きかけを行い、環境を変え、環境を改善することもあります。こうした都市活動、産業活動等の人間の行為が歴史的な積み重ねを経て、文化となり、景観は形づくられていきます。そのような意味で、景観は私たちの生活・文化が視覚的に形になって表れたものであるといえます。

この基本方針においては、私たちのまわりにあるさまざまなもので構成されている環境を私たち人間が眺め、感じたものを「景観」と捉えています。

### (2) 景観形成を推進する地域

本町の景観は、様々な要素から構成されており、町域全体にそれぞれの特色をもった景観が形成されています。

この基本方針では、それらの特色に応じた景観形成を推進していくため、町域全体をその対象区域とします。

### 3. 景観特性

#### (1) 河南町の景観特性

本町は、東部に金剛・葛城山系の山々が連なり、緑豊かな山並みの景観を形成しています。また、この山々を背景に谷間部に小さな集落が点在し、昔ながらの閑静な里山風景を醸し出しています。これらを背景に東から西に向けて緩やかな丘陵地帯が続き、この丘陵地帯を中心に大規模な住宅団地が形成されています。これより西部には、集落地とその周りを取り囲むように農地が広がり、昔から盛んに行われてきた農業により形成された四季折々にその表情をかえる豊かな田園風景が広がっています。また、町内の随所に神社仏閣、史跡等の歴史的な資源が点在し、先人たちの生活の歴史を感じることができます。このほかに、河川やため池、道路といった公共的な空間が景観の重要な構成要素となっています。



## (2) 要素別の景観特性

以下では、本町の景観を構成する要素を大きく「自然景観」、「歴史景観」、「まちなみ景観」の3つに分類し、その特性を整理しました。

自然景観	金剛・葛城の山々と平地部に広がる豊かな農地、河川やため池などで構成される景観
歴史景観	伝統を持つ神社仏閣や史跡等の歴史的資源、先人達が継承してきた郷土行事等に象徴される文化的要素で構成される景観
まちなみ景観	住宅団地や集落地、道路や公園等の公共施設で構成される景観

### ① 自然景観

- ・スギやヒノキなどの常緑樹と季節によりその表情を変える雑木林が金剛・葛城山系の山々を構成し、市街地からの遠景として豊かな山並みの景観を形成しています。また、谷間の集落と融合して長閑な里山風景を醸し出しています。
- ・これらの山々の尾根沿いをダイヤモンドトレール（長距離自然歩道）が縦走し、ハイカーなどが四季折々の自然と風景を満喫しています。
- ・町域の約3割を占める農地が住宅団地や集落地を取り囲むように広がり、夏には緑に、秋には黄金色に輝く美しい田園風景を形成しています。また、山間部では棚田の風景が昔ながらの情緒を醸し出し、人々の心を癒してくれます。
- ・金剛・葛城山系を源流に平地部に向け流れる川や農業用ため池等が潤いのある、そして、ホタルの舞う水辺空間を形成しています。
- ・毎年春には、町の木「桜（さくら）」が町内随所に咲き誇り、桜のまちを演出するとともに、訪れる人々に感銘を与えてくれます。



## ② 歴史景観

- 町内には、古い歴史と伝統を持つ神社仏閣、古墳や城跡、陣屋跡等があり、訪れる人々に深い歴史観を感じさせています。
- 町の北部には、日本を代表する建築家の安藤忠雄氏が設計した大阪府立近つ飛鳥博物館が、またそのゆるやかな丘陵地帯一体には、102基もの古墳を史跡公園として整備した近つ飛鳥風土記の丘があります。
- 西行法師が終焉の地としたことで知られる弘川寺とその周辺の森は、弘川寺歴史と文化の森として整備され、桜や紅葉の季節には、多くの観光客が訪れています。
- 金山古墳は、全国でも珍しい瓢形双円墳で国の史跡に指定され、古墳公園として整備されており、憩いの場や歴史学習の場として親しまれています。
- 毎年、秋の豊作を祝う秋祭りが、また、その他にも伝統的郷土行事が行われ、先人達が培ってきた歴史と文化を感じることができます。



弘川寺歴史と文化の森



高貴寺



寛弘寺古墳



金山古墳



平石城跡



近つ飛鳥風土記の丘



白木陣屋跡



磐船神社



小正月の恒例行事「とんど」



秋祭り



大ヶ塚八朔市

### ③ まちなみ景観

- 民間開発により造成された大宝地区やさくら坂・さくら坂南地区・鈴美台地区などでは地区計画や建築協定、緑地協定制度を活用した良好なまちなみが形成されています。
- 市街地内には、都市公園が随所に配置され、住む人々に憩いの場と潤いを与えています。
- 集落地では、その周辺に広がる農地を背景に長閑な田園風景が形成されています。
- 町の北部には、大阪芸術大学が立地し、芸術と文化が薫るにぎわいのあるまちを感じることができます。また、大学のキャンパスは芸術的な建築物の発信の拠点としてシンボリックな存在となっています。



さくら坂地区



鈴美台地区



さくら坂南地区



大宝地区



さくら坂中央公園



大阪芸術大学



集落地(大ヶ塚地区)



集落地(上河内地区)



集落地と田園風景(寛弘寺地区)



### (3) 景観を阻害する要因

「河南町は金剛・葛城山系の山々と集落を取り囲むように広がる農地が織り成す緑に囲まれてとても美しいまち」という印象を持たれる方が多いと思われま  
す。これは、元来有する自然の恩恵と、かつて先人達が林業や農業などにより培  
ってきた営みが景観という形で現れたものであるといえます。

昭和 40 年代の高度経済成長期から平成初期にかけ、河南町の人口は右肩上が  
りに増加し、新たな住宅団地やレクリエーション施設等が立地し、まちの風景も  
次代の変遷とともに緩やかに変化してきました。

そして近年では、人口は減少傾向に転じ、少子高齢化社会に突入しています。  
かつて盛んに行われてきた本町の主要産業である農業も高齢化や後継者不足の問  
題から耕作を継続することが困難になってきているのも否めません。

先に述べたとおり、本町には、素晴らしい景観要素が今なお残っています。し  
かし、これらの社会経済情勢の変化に相応するように、まちの景観もそれを蝕む  
次のような要因が発生してきています。これらの発生を防ぎ、改善していくこと  
は、より良い景観形成を図っていくうえでの課題であり、今まさに町の景観は重  
要な過渡期にあるといえます。

#### 《主な景観の阻害要因》

- ・ 森林所有者の高齢化、後継者不足等による放置山林の増加
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加
- ・ 山間部や丘陵部等を中心に行われる無秩序な土砂の埋立て行為
- ・ 市街化調整区域の主要道路沿道を中心に見受けられる景観に配慮のない資材置  
場や露天駐車場等の低・未利用地の増加
- ・ 高齢化や核家族化その他様々な要因により発生する空き地、空き家の増加と管  
理意識の希薄化
- ・ 景観に配慮のない屋外広告物の増加
- ・ 景観形成に対する住民、事業者等の参画意識の不足

## 4. 景観形成の基本目標と基本方針

### (1) 景観形成の基本目標

本町の景観は、金剛・葛城山系の山並みをはじめ田畑や河川、ため池の水辺空間等で構成する「自然景観」、神社仏閣や古墳などで形づくられる「歴史景観」、住宅団地や集落地で構成する「まちなみ景観」などで構成されています。そして、大都市近郊にありながら、これらの中に潜在的に存在する「みどり」は、本町の貴重な財産であって、景観の重要な構成要素になっています。

しかし、先に述べたとおり、近年、経済活動の発展や、逆に人口の減少、少子高齢化等の社会情勢の変化により、景観を阻害する要因が発生しており、町の景観は、重要な過渡期を迎えているものと考えられます。

そこで、本町においては、これまで先人達が守り、育て、培ってきた景観資源とそこに含まれる「みどり」を、守り、育て、創出し、町内全域をネットワーク化するように繋ぎ、そして次世代へと継承していくことを基本理念に景観形成の基本目標を次のとおり定めます。

#### — 基本目標 —

次代へつなぐ「みどり」のまち・河南

### (2) 景観形成の基本方針

基本目標を達成するため、それぞれの景観要素毎に安らぎと伝統、そして潤いを感じる「みどり」の景観形成を進めます。

#### — 基本方針 —

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1. 自然景観   | 安らぎを感じる景観の創出  |
| 2. 歴史景観   | 伝統を感じる景観の創出   |
| 3. まちなみ景観 | 潤いを感じる都市景観の創出 |

より良い景観を形成していくためには、景観を構成する様々な要素がそれぞれの特徴を最大限に発揮するとともに、相互に繋がり、まち全体の景観を形成していくことが必要です。

よって、以下では、景観を構成する要素毎にその主な取り組み方針を示します。そして、これらの取り組みを総合的に実行し、まち全体として「みどり」に包まれた、賑わいのある魅力的な景観まちづくりを進めていきます。

## ① 自然景観 ～安らぎを感じる景観の創出～

大都市近郊にありながら森林や河川等の自然環境や田園風景に囲まれた安らぎのある環境は、本町の貴重な財産です。今後も金剛・葛城山系に代表される豊かな山並みや住宅団地や集落地を取り囲むように広がる農地が生み出す良好な田園風景、河川やため池などに代表される潤いのある水辺空間を保全し、「みどり」の安らぎを感じる景観の創出を図ります。

### 【主な取り組み方針】

- 森林の持つ多様な機能を認識し、林業の振興と森林の保全・育成活動の促進を図ります。
- 里山の復元活動や体験活動など、里山の保全とその魅力を発信する取り組みを促進します。
- 農地中間管理事業や利用権設定の促進により、農地の権利移動、担い手への農地の集積を促進します。また、有害鳥獣による農作物被害に対する支援、道の駅（農村活性化センター）の活性化等により農業者の営農意欲の向上を図り、耕作放棄地の解消を通じて景観資源としての農地の保全に努めます。
- 土地改良事業や圃場整備事業等を推進し、優良な集団農地の確保に努めます。
- 河川の改修工事を進め、水辺空間の保全と親しまれる「川づくり」に努めます。
- 河南町土砂埋立て等の規制に関する条例の適正な運用により、無秩序な土砂の埋立て行為を抑制します。
- 自然環境や歴史的資源をつなぐ観光ルートの形成とPRを促進し、来訪者を誘う魅力的な景観資源として活用します。
- かなん桜プロジェクト推進会議を中心に町の木である「桜（さくら）」を町内随所に植樹し、桜の名所・拠点づくりに取り組みます。
- 地球温暖化防止活動推進員によるホタルの生息する水辺空間の保全活動や花の植栽活動など景観・環境保全活動等を促進します。

## ② 歴史景観 ～伝統を感じる景観の創出～

町内各所に今なお残る神社仏閣や古墳、城跡、陣屋跡等とそこに含まれる「みどり」は、貴重な歴史的資源であるとともに、重要な観光資源でもあり、魅力的な景観資源として多くの人々の心を引きつけます。また、先人達が守り育ててきた伝統的郷土行事は、本町に住む人々のいとなみが情景として表れたものといえます。これらを守り、広く町内外に向け情報発信し、訪れる人々に感銘を与え、伝統を感じる景観の創出を図ります。

### 【主な取り組み方針】

- ・国や府の文化財保護制度その他の諸制度を活用し、伝統や歴史・文化を伝える歴史的資源の維持・保全を図ります。
- ・古墳や神社仏閣等の歴史的資源を多くの来訪者を誘う魅力的な観光資源として活用し、町内外に向け情報発信します。
- ・先人達が守り育ててきた伝統的郷土行事を次世代にも継承していきます。
- ・昔ながらの情緒を醸し出す古民家等を活用した農泊体験など、町内外から人々を誘う地域固有の資源を活用した取り組みを促進します。

## ③ まちなみ景観 ～潤いを感じる都市景観の創出～

本町には、昔からあるいわゆる旧集落と民間企業により開発された住宅団地が併存しています。旧集落では農業が盛んで周辺に広がる農地とともに、長閑な田園風景を醸し出しています。また、住宅団地においては、開発許可制度の運用により道路、公園等の公共施設が整備され、さらに地区計画や建築協定、緑地協定制度の活用により地域独自の建築物の形態制限を設け、良好なまちなみが形成されています。

しかし、少子高齢化等の影響で、いずれの地域においても空き地や空き家が増加しているほか、市街化調整区域内の特に、主要道路沿道においては、景観面に配慮の足らない低・未利用地が増加しているなど、景観を阻害する要因が見受けられるため、これらに対して有効な対策を講じつつ、まちに居ながらも田畑や樹木の「みどり」の潤いを感じることでできる都市景観の創出を図ります。

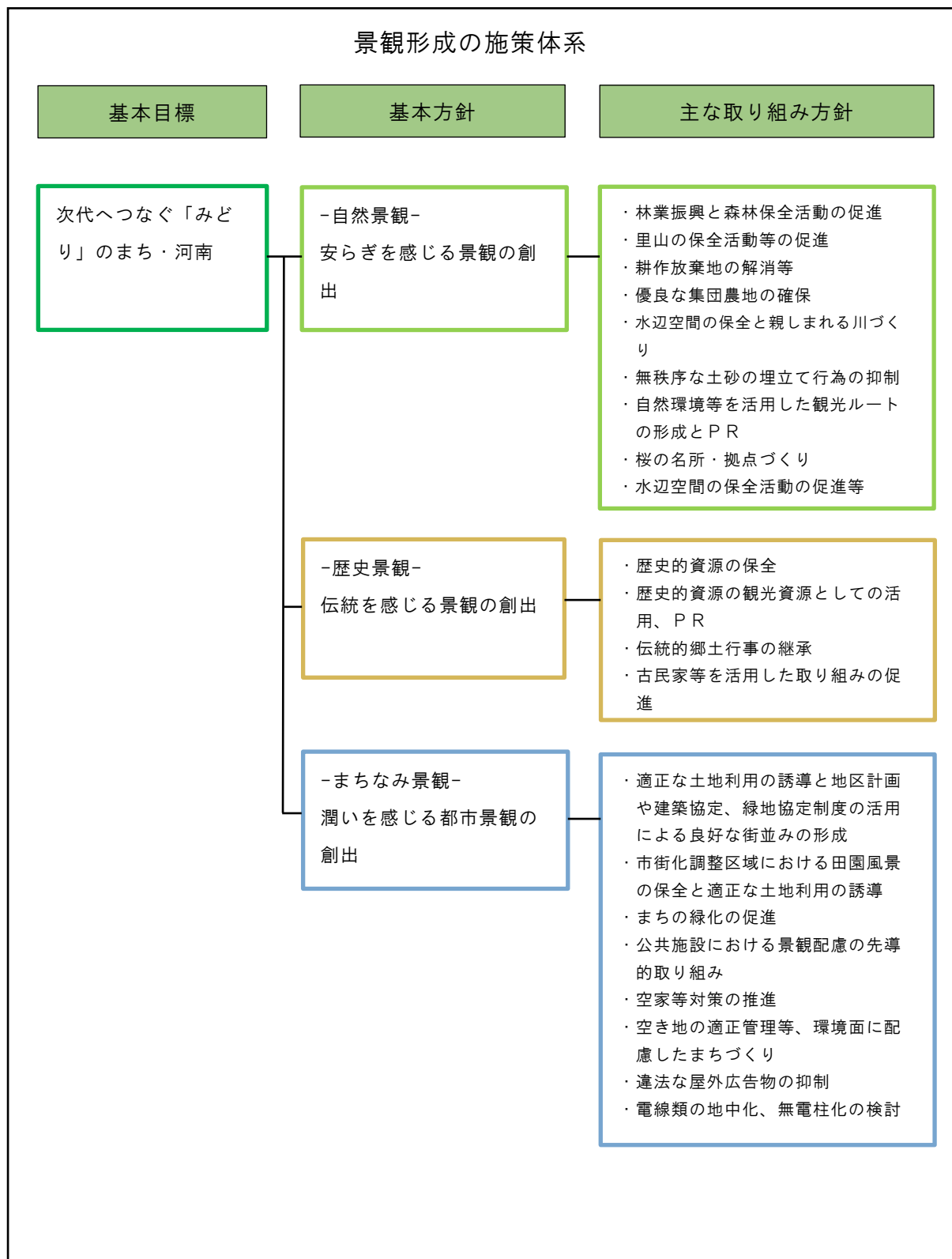
また、道路や公園をはじめとした公共施設の整備にあたっては形態や意匠、色彩への配慮、緑化の推進等、景観面に最大限配慮した民間の模範となるような先導的な取り組みに努めます。

## 【主な取り組み方針】

- 都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画に基づき適正な土地利用の誘導を行います。また、地区計画や建築協定、緑地協定制度等の諸制度の活用により、良好な街並みの形成と周辺的环境に配慮した建築物の形態や意匠、色彩等の誘導に努めます。
- 市街化調整区域については、長閑な田園風景を保全していくとともに、特に主要道路沿道における低・未利用地の発生抑制、改善のため、地区計画制度等の活用や独自条例の制定等による規制・誘導方策を研究し、適正な土地利用等を誘導します。
- 都市公園を保全していくとともに、出生記念樹や若木の配布事業あるいは、大阪府緑化樹配布事業、大阪府自然環境保全条例に基づく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」等の活用により、住宅地や集落地、公共緑地等における「みどり」の創出と連続性を促進し、潤いのある景観の形成を図ります。
- 道路や公園、公共建築物等の整備にあたっては、積極的に緑化に努めるとともに、建築物や工作物の形態、意匠への配慮等、景観配慮への先導的な取り組みに努めます。
- 河南町空家等対策計画に基づき、空家等の利活用や再利用の促進、管理不適切な空家等の改善指導に努めます。
- 美しい河南町環境条例に基づき、空き地の適正管理や犬の糞の適正処理など、環境面から美しい景観づくりへのアプローチを図ります。
- 大阪府屋外広告物条例に基づき違法な屋外広告物の抑制に努めます。
- 景観面への配慮のほか、防災面における必要性や費用対効果も考慮しながら、電線類の地中化、無電柱化によるシンボルロードの形成について検討します。

### (3) 景観形成の施策体系

これまで述べてきた景観形成に関する基本目標、基本方針、主な取り組み方針を体系的に示すと以下のとおりになります。この施策体系に基づき、町、住民、事業者の協働により、景観まちづくりを進めていきます。



## 5. 景観形成施策の推進方策

より良い景観を形成していくためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場を理解しながら、積極的に景観形成に取り組んでいかななくてはなりません。

景観法の施行により、法律に直接的な景観施策が位置づけられました。景観形成に関連する施策は、都市計画はもちろんのこと、道路、公園、河川、農林業施策、文化財保護施策など行政の取組みの広範囲に渡っており、これらの取組みが総合的かつ計画的に推進されてはじめて、良好な景観の形成につながります。

そこで、景観形成の基本目標と基本方針に基づき、以下の考え方のもと施策を推進していきます。

### (1) 官民協働による景観形成への取り組み

良い景観とは、何よりも地域に暮らしている住民が、快適で、魅力があり、愛着と誇りを持てるものでなくてはなりません。

景観形成の主体を大きく分けると、住民、事業者（町内において事業活動を行う企業、団体、学校及びNPO等）、町が考えられます。景観形成においては、まちづくりに対する協働意識の高揚が必要不可欠であることから、以下のとおり、それぞれの主体がそれぞれの役割を十分に認識し、互いに協力して取り組むことを目指します。

#### ① 住民の役割

住民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、身近なところから積極的に景観資源の保全、創出に努めるものとします。また、町が実施する景観形成に関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとします。

#### ② 事業者の役割

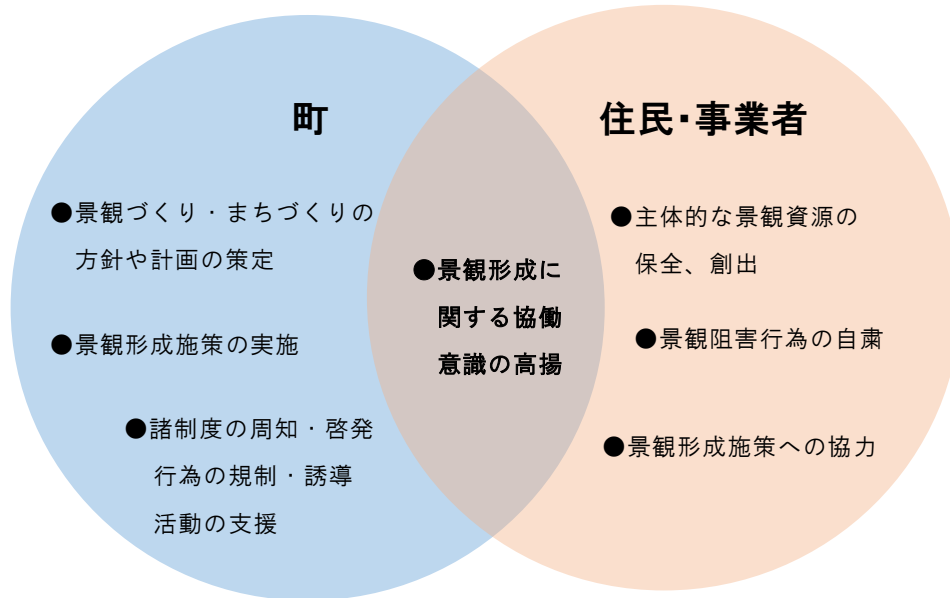
事業者は、その事業活動にあたって、良好な景観の形成の妨げになる行為を行わないよう、また、自ら進んで景観に配慮するよう努めるものとし、町が実施する景観形成に関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとします。

#### ③ 町の役割

町は、良好な景観形成を推進するため、景観づくりやまちづくりの方針・計画を示します。また、住民及び事業者の意見を聴きつつ、必要に応じて大阪府や関係自治体と連携し、総合的かつ計画的に施策の実施に努めるものとします。

また、住民及び事業者の景観形成に関する関心と理解を深め、これらによる主体的な取り組みへと繋がるように、景観づくりに関する諸制度の周知・啓発や、行為の規制・誘導、活動の支援などに努めるものとします。

## 景観形成における町・住民・事業者の役割分担



### (2) 景観に対する意識向上のための取り組み

景観形成にあたっては、行政だけではなく、何よりも住民や事業者などの景観に対する意識の向上が欠かせません。自分たちの日常の活動がまちの景観を形づくっているということ、また、本町には、すばらしい景観が多く存在しているということを認識してもらう必要があります。

そこで、身近な場面から景観づくりを肌で感じてもらう取り組み（景観を体験）、景観資源を広く町内外の人々に向け情報発信する取り組み（景観を発信）、誇れる景観スポットを発掘する取り組み（景観を発掘）を推進し、本町に関わるすべてのひとの景観に対する意識を高めるよう取り組んでいきます。

#### ① 景観を体験する

良好な景観の形成に繋がる催しや活動に住民等が主体的に参加し、景観づくりを実際に肌で体験できる取り組みを促進します。



桜の植樹活動



花畑活動



ホテルの生態系学習



## ②景観を発信する

本町が誇る豊かな自然環境や歴史的資源を観光資源や定住促進コンテンツなどとして町内外に向け広く情報発信し、多くの人々を町へ誘う取り組みを推進します。

また、大阪芸術大学と連携し、芸術、文化を演出する特徴的な情報発信に努めます。



桜ガイドマップ (かなん桜プロジェクト)



かなん魅力発信プロモーション動画  
(芸大と連携)



観光PRサイン

## ③景観を発掘する

大阪府のビュースポット（視点場）の発掘と情報発信に関する取り組みに参画するとともに、本町独自でも、身近な景観の発掘を通じ、景観に対する興味と関心を喚起し、景観を守り、育て、育む意識の醸成に繋がる住民参加型イベントの実施を検討します。



持尾の展望台



金山古墳公園



弘川寺 (弘川寺歴史と文化の森)

## (3) 景観形成施策の調査研究

町は、大阪府景観形成誘導推進協議会におけるセミナーや研修会、意見交換会等に積極的に参加し、先進自治体における景観まちづくりに関する取り組みを研究し、本町の景観形成施策に活用するように努めます。

## (4) 公共事業における景観形成の取り組み

景観形成のための公共による先進的事業の実施は、広く住民や事業者への先導的役割を果たすほか、地域全体に与える影響も大きいものと考えられます。町は、都市計画制度等の各種法令に基づく施策を推進していくことはもとより、町自らが実施する道路や公園、学校、庁舎など公共施設の整備に際し、建築物や工作物の形態、意匠、色彩、緑化の推進など実施可能で効果が期待されることから、民間の先導的・模範的役割を担えるように取り組むものとします。

#### (5) 景観の維持管理

景観は創っていただくだけではなく、創り上げたものをいかに守り、育て、次世代へ継承していくかが重要な意味を持っています。

優れた景観を創り、守り、育て、次世代へ継承することは、単に町だけでは実現できるものではなく、まちに住み、活動している住民や事業者の景観に対する深い関心と景観形成への積極的な参加なくしてはあり得ません。

景観形成にあたっては、町がその整備、維持、管理を率先することはもちろん、住民・事業者自らが景観に対する共通の認識を深め、自分たちが住み、学び、働いているまちの魅力ある快適な環境を守るため、身近な場面から社会的モラルやルールを守るような気運を醸成するよう取り組んでいきます。



大和川・石川クリーン作戦

#### (6) 景観条例、景観計画への発展

本町の土地利用は、元来有する緑豊かな自然環境を基礎として、都市計画法や農地法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用に関する諸法令により守られ、そして形成され、同時にまちの景観も形成されてきています。先述したとおり、国においては景観に対する国民意識の向上から、景観に関する基本法として景観法が平成 17 年から施行されています。

このような中、本町においては、この「美しい河南町景観形成基本方針」を景観形成に関する取り組みの第一歩として広く一般に周知し、本町に関わるすべてのひとに、より良い景観の形成の重要性について共通認識を醸成するとともに、この方針で示した取り組み方策を実現化していくこととします。

また、景観条例やこれに基づく景観計画については、今後、他団体の先行事例を調査・研究し、必要性、有効性等を精査したうえ、その制定、活用について検討していくこととします。

#### (7) 方針の見直し

本基本方針については、社会経済情勢や景観づくりを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、上位・関連計画の改定に合わせて見直しを行うものとしてします。